

厚岸町規則第34号

厚岸町職員の職に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月18日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町職員の職に関する規則等の一部を改正する規則

(厚岸町職員の職に関する規則の一部改正)

第1条 厚岸町職員の職に関する規則（平成24年厚岸町規則第44号）の一部を次のように改正する。

別表中「リハビリテーション室長」を削る。

(厚岸町職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第2条 厚岸町職員の給与の支給に関する規則（平成22年厚岸町規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2一般給料表の部中「リハビリテーション室長」を削り、同表医療職給料表の部中「リハビリテーション室長」を削る。

(厚岸町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第3条 厚岸町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成22年厚岸町規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表中「リハビリテーション室長」を削り、イの表中「リハビリテーション室長」を削る。

(厚岸町職員管理職手当支給規則の一部改正)

第4条 厚岸町職員管理職手当支給規則（平成19年厚岸町規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「リハビリテーション室長」を削る。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。